

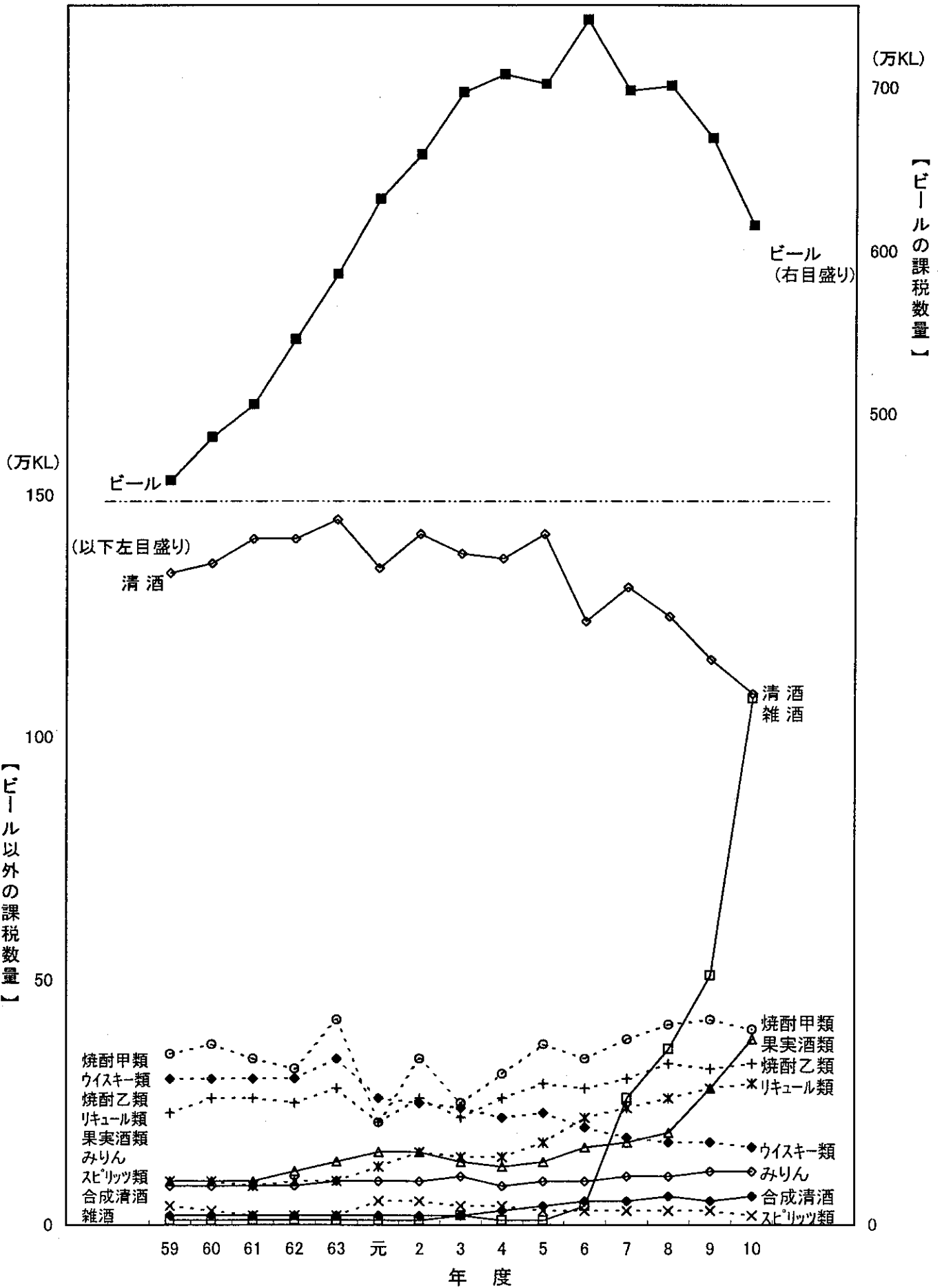
Ⅲ 酒税関係

酒税の課税実績（平成10年度）

区 分	課税数量	構成比	課税額	構成比
	千 <i>kl</i>	%	億円	%
清 酒	1,093.7	10.8	1,412	7.4
合 成 清 酒	55.0	0.5	39	0.2
しょうちゅう甲類	400.2	4.0	918	4.8
しょうちゅう乙類	330.8	3.3	551	2.9
小 計	730.9	7.2	1,470	7.7
み り ん	109.7	1.1	24	0.1
ビ ー ル	6,164.8	61.1	13,661	71.9
果 実 酒 類	384.6	3.8	219	1.2
ウ イ ス キ ー 類	160.5	1.6	657	3.5
ス ピ リ ッ ツ 類	23.6	0.2	85	0.4
リ キ ュ ー ル 類	287.3	2.8	295	1.6
雑 酒 (内 発 泡 酒)	1,084.6 (1,074.7)	10.7 (10.6)	1,144 (1,133)	6.0 (6.0)
合 計	10,094.8	100.0	19,005	100.0

（備考）国税庁調べ（平成10年度酒税課税関係等状況表）による。

酒類別の課税数量の推移



酒税法における酒類の定義及び分類

種 類	品 目	お も な 製 造 方 法	備 考	
(酒税法第3条)	(酒税法第4条)			
酒 類 (定義：アルコール分1度以上の飲料をいう。(酒税法第2条))	清 酒	・米・米こうじ・水を原料として発酵させてこしたもの ・米・米こうじ・水・その他政令で定める物品を原料として発酵させてこしたもの		
	合 成 清 酒	・アルコール・しょうちゅう・ぶどう糖等を原料として製造した酒類で清酒に類似するもの		
	しょうちゅう	しょうちゅう甲類	・アルコール含有物を連続式蒸留機で蒸留したものでアルコール分36度未満のもの	
		しょうちゅう乙類	・アルコール含有物を上記以外の蒸留機で蒸留したものでアルコール分45度以下のもの	
	み り ん	・米・米こうじにしょうちゅう又はアルコール・その他政令で定める物品を加えてこしたもの		
	ビ ー ル	・麦芽・ホップ・水を原料として発酵させたもの		
	果 実 酒 類	果 実 酒	・果実を原料として発酵させたもの	(例) ぶどう酒、りんご酒
		甘 味 果 実 酒	・果実酒に糖類・ブランデー等を混和したもの	
	ウイスキー類	ウ イ ス キ ー	・発芽させた穀類・水を原料として糖化させて発酵させたアルコール含有物を蒸留したもの	
		ブ ラ ン デ ー	・果実・水を原料として発酵させたアルコール含有物を蒸留したもの	
	スピリッツ類	ス ピ リ ッ ツ	・清酒からウイスキー類までのいずれにも該当しない酒類でエクス分が2度未満のもの	(例) ジン、ウォッカ、ラム
		原料用アルコール	・アルコール含有物を蒸留したものでアルコール分45度を超えるもの	
リキュール類		・酒類と糖類等を原料とした酒類でエクス分が2度以上のもの	(例) ペパーミント、キュラソー	
雑 酒	発 泡 酒	・麦芽を原料の一部とした酒類で発泡性を有するもの		
	粉 末 酒	・溶解してアルコール分1度以上の飲料とすることができる粉末状のもの		
	そ の 他 の 雑 酒	・清酒から粉末酒までのいずれにも該当しない酒類	(例) 濁酒、赤酒	

酒税の税率（現行法；本則ベース）

区 分		基 準 アルコール分	1 ㎏ 当 たり 税 率	ア ル コ ー ル 分 1 度 当 たり 税 率
清	酒	15.0 度	140,500 円	9,367 円
合	成 清 酒	15.0	79,300	5,287
し ょ う ち ゅ う	しょうちゅう甲類	25.0	248,100	9,924
	しょうちゅう乙類			
み	り ん	13.5	21,600	1,600
ビ	ー ル	(5.0)	222,000	44,400
果 実 酒 類	果 実 酒	(12.0)	56,500	4,708
	甘 味 果 実 酒	12.0	98,600	8,217
ウ イ ス キ ー 類	ウ イ ス キ ー	40.0	409,000	10,225
	ブ ラ ン デ ー			
ス ピ リ ッ ツ 類	ス ピ リ ッ ツ	37.0	367,188	9,924
	原料用アルコール			
リ キ ュ ー ル 類		12.0	119,088	9,924
雑 酒	発泡酒（麦芽50%以上）	(5.0)	222,000	44,400
	“（麦芽25～50%未満）	(5.0)	152,700	30,540
	“（その他）	(5.0)	105,000	21,000
	粉 末 酒	—	320,500	—
	その他の雑酒（みりん類似）	13.5	21,600	1,600
	“（その他）	12.0	98,600	8,217

- (注) 1. しょうちゅう乙類に平成12年9月30日まで適用される税率は、1 ㎏ 当たり 199,400円（アルコール分1度当たり 7,976円）である。
2. ビール、果実酒及び発泡酒の基準アルコール分は、平均的なアルコール分である。
3. 個々の酒類に対する税率は、そのアルコール分に応じて加減算される。（ただし、ビール、果実酒及び発泡酒を除く。）

酒 税 の 税 率 の 推 移

(円 / kl)

種 類 ・ 品 目			基準アルコール分 (度)	元. 4. 1	4. 4. 1	6. 5. 1	8.10. 1	9.10. 1	10. 5. 1	10.10. 1	12.10. 1
清 酒			15.0	184,300 117,000	133,700	140,500					
合 成 清 酒			15.0	65,700		79,300					
しょうちゅう	しょうちゅう甲類	25.0	119,800		155,700		201,900	248,100			
	しょうちゅう乙類		70,800		102,100		150,700		199,400	248,100	
み り ん			13.5	21,600							
ビ ー ル			(5.0)	208,400		222,000					
果 実 酒 類	果 実 酒	(12.0)	46,300		56,500						
	甘 味 果 実 酒	12.0	85,000		98,600						
ウイスキー類	ウイスキー	40.0	982,300					551,000	409,000		
	ブ ラ ン デ ー										
スピリッツ類	ス ピ リ ッ ツ	37.0	331,400		367,300		367,188				
	原料用アルコール										
リ キ ュ ー ル 類			12.0	85,000		98,600		119,088			
雑 酒	発 泡 酒	麦芽67%以上	(5.0)	208,400		222,000	麦芽50%超 222,000				
		麦芽67~25%	(5.0)	143,400		152,700	50~25% 152,700				
		麦芽25%未満	(5.0)	78,300		83,300	105,000				
	粉 末 酒		—	276,400		320,500					
	その他の雑酒	み り ん 類 似	13.5	21,600							
		そ の 他 の も の	12.0	85,000		98,600					

- (備考) 1. 左欄の種類・品目は、平成元年の抜本改革以降の制度を基準とした。
 2. 平成元年の清酒の税率は、経過措置による平成4年3月31日までのものであり、上段は1級(旧特級及び旧1級)、下段は2級の税率である。
 3. ビール、果実酒及び発泡酒の基準アルコール分は、平均的なアルコール分である。
 4. 平成8年以降の発泡酒の税率は、租税特別措置によるものである。

我が国及び米国・EU諸国の酒税制度の概要〔未定稿〕

(平成12年(2000年)1月現在)

区分	日 本	ア メ リ カ	イ ギ リ ス	ド イ ツ	フ ラ ン ス
税 目	酒税	酒税	酒精税、ビール税、ぶどう酒税、 混成ぶどう酒税、りんご酒税	ビール税(州税)、発泡酒税、 蒸留酒専売益金	アルコール消費税、ビール等消費 税、ぶどう酒、りんご酒等流通税
主 な 税 率	(現行) (1ℓにつき)	(1) 蒸留酒 1ブルーフ・ガロンにつき 13.50ドル	(1) 酒精税 純アルコール1ℓにつき 19.56ポンド	(1) 蒸留酒専売益金 酒精1ℓにつき 2,550マルク	(1) アルコール消費税 (イ) アルコール 純アルコール1ℓにつき (a) ラム酒 5,474フラン (b) その他のアルコール製品 9,510フラン
	蒸留酒 しょうちゅう甲類(25度) 248,100円 しょうちゅう乙類(25度) 199,400円 ウイスキー類(40度) 409,000円 スピリッツ類(37度) 367,188円 リキュール類(12度) 119,088円 (注) しょうちゅう乙類(25度)に ついては平成12年10月1日に 248,100円/ℓに引き上げら れる。	(2) ビール 31ガロンにつき 18.00ドル (3) ぶどう酒 1ガロンにつき 14度以下 1.07ドル 14度超21度以下 1.57ドル 21度超24度以下 3.15ドル 24度超 13.50ドル (4) 発泡ぶどう酒 1ガロンにつき シャンパン等 3.40ドル 人工炭酸酒 3.30ドル (注) 1ブルーフ・ガロンとはアル コール分50度のもの3.7854 ℓ(1ガロン)をいう。	(2) ビール税 最終製品1ℓにつきアル コール1度毎に 11.50ポンド (3) ぶどう酒・混成ぶどう酒税 1ℓにつき 4度以下 46.01ポンド 4度超5.5度以下 63.26ポンド 5.5度超15度以下 149.28ポンド 15度超22度以下 199.03ポンド 22度超 純アルコール1ℓにつき 19.56ポンド なお、5.5度超8.5度以下の 発泡酒には161.20ポンド、8.5 度超15度以下の発泡酒について は、213.27ポンドの税率が適用 される。	(2) ビール税 1ℓにつき 1プラト一度ごとに 1.54マルク (注) プラト一度とは、ビールの 麦汁エキスの基本濃度で、ビ ール 100グラム当たりのグラ ム数で示される。 (3) 発泡酒税 (イ) 発泡酒 1ℓにつき ・原則 266マルク ・アルコール濃度6%未満 100マルク (ロ) 中間製品 1ℓにつき ・原則 300マルク ・アルコール濃度15%未満 200マルク ・発泡酒用の容器に入っている もの、あるいは、炭酸濃度が 一定以上のもの 266マルク	(d) 中間製品 製品1ℓにつき (a) 天然甘味ぶどう酒及び 甘味ぶどう酒 350フラン (b) その他 1,400フラン (2) ビール等消費税 製品1ℓにつきアルコール 1度毎に (a) アルコール度数2.8度以下 のもの 8.50フラン (b) その他 17フラン (3) ぶどう酒・りんご酒等流通税 製品1ℓにつき (a) 発泡ぶどう酒 54.80フラン (b) その他のぶどう酒 22フラン (c) りんご酒等 7.60フラン
醸造酒 等	清酒(15度) 140,500円 合成清酒(15度) 79,300円 みりん(13.5度) 21,600円 ビール 222,000円 果実酒 56,500円 甘味果実酒(12度) 98,600円 その他の雑酒(その他) (12度) 98,600円	(例) ニューヨーク市 ・州酒税 1ガロンにつき 蒸留酒 6.44ドル ビール 13.50セント ぶどう酒 18.93セント ・市酒税 1ガロンにつき 蒸留酒 1.00ドル ビール 12セント ぶどう酒 24度超のみ 1.00ドル ・小売売上税 小売価格の8.25%	(4) りんご酒 1ℓにつき 7.5度以下 25.27ポンド 7.5度超8.5度以下 37.92ポンド なお、5.5度超8.5度以下の 発泡酒には1ℓにつき161.20 ポンドの税率が適用される。		
備 考	消費税及び地方消費税 税率 5%		付加価値税 税率 17.5%	付加価値税 税率 16%	付加価値税 税率 20.6%

IV たばこ税等関係

たばこ税等の税率

区 分 種 類	たばこ税	地 方 た ば こ 税			小 計	たばこ特別税	合 計
		道 府 県	市 町 村	計			
紙 巻 た ば こ	(円/千本) 2,716	(円/千本) 868	(円/千本) 2,668	(円/千本) 3,536	(円/千本) 6,252	(円/千本) 820	(円/千本) 7,072
パ イ プ た ば こ							
葉 巻 た ば こ							
刻 み た ば こ かみ用及びかぎ用の製造たばこ							
旧 3 級品の紙巻たばこ	1,289	413	1,266	1,679	2,968	389	3,357
平 成 12 年 度 予 算 ・ 地 方 財 政 計 画 額	(億円) 9,000	(億円) 2,875	(億円) 8,836	(億円) 11,711	(億円) (20,711)	(億円) 2,716	(億円) (23,427)

(注) 1 たばこ特別税は平成10年12月1日から施行。

また、恒久的な減税の実施に伴い、地方財政の円滑な運営に十分配慮するとの観点から、当分の間の措置として、国のたばこ税の税率が引き下げられ、同額、地方のたばこ税の税率が引き上げられた。(平成11年5月1日から施行。410円/千本(旧3級品は195円/千本))

2 パイプたばこ及び葉巻たばこは1gを1本に、刻みたばこ、かみ用及びかぎ用の製造たばこは2gを1本に、それぞれ換算する。

3 旧3級品の紙巻たばこは、エコー(150円)、わかば(160円)、しんせい(150円)、ゴールデンバット(110円)、バイオレット(150円)及びウルマ(160円)の6銘柄の紙巻たばこをいう。

紙巻たばこの税負担割合等の推移（旧３級品を除く）

年 度	平均価格	消費税額	消費税抜き			合 計 税 額 (たばこ税・消費税) の負担割合
			平 均 価 格	国・地方の たばこ税額	たばこ税の 負 担 割 合	
元	円／20本 224.80	円 6.54	円／20本 218.26	円 125.04	% 57.3	% 58.5
2	226.01	6.58	219.43	125.04	57.0	58.2
3	227.45	6.62	220.83	125.04	56.6	57.9
4	228.40	6.65	221.75	125.04	56.4	57.7
5	229.31	6.67	222.64	125.04	56.2	57.4
6	230.15	6.70	223.45	125.04	56.0	57.2
7	230.57	6.71	223.86	125.04	55.9	57.1
8	231.01	6.72	224.29	125.04	55.7	57.0
9	239.09	11.38	227.71	125.04	54.9	57.1
10(4~11)	239.04	11.38	227.66	125.04	54.9	57.1
10(12~3)	257.79	12.27	245.52	141.44	57.6	59.6
11(4~ 9)	257.81	12.27	245.54	141.44	57.6	59.6

（注）平成10年12月以降のたばこ税にはたばこ特別税を含む。

主な紙巻たばこの税負担割合等

小 売 定 価	消費税額	消費税抜き 小売価格	国 税		地 方 税		たばこ税 の合計額	負担割合	合計税額 (たばこ・消費税)	負担割合
			たばこ税	たばこ特別税	道府県たばこ税	市町村たばこ税				
2 5 0 円 (20本入り) 〔例；マイルドセブン、 ラクマイルド等〕	円 11.90	円 238.10	円 54.32	円 16.40	円 17.36	円 53.36	円 141.44	% 59.4	円 153.34	% 61.3
			70.72		70.72					
2 6 0 円 (20本入り) (例；キャビンマイルド等)	円 12.38	円 247.62	円 54.32	円 16.40	円 17.36	円 53.36	円 141.44	% 57.1	円 153.82	% 59.2
			70.72		70.72					

紙巻たばこの販売数量の推移

年 度	国 産	輸 入	合 計	前年度比
				%
元	億本 2,677	億本 461	億本 3,138	102.4
2	2,709	511	3,220	102.6
3	2,741	543	3,284	102.0
4	2,727	561	3,287	100.1
5	2,729	596	3,325	101.1
6	2,689	655	3,344	100.6
7	2,637	710	3,347	100.1
8	2,706	777	3,483	104.1
9	2,546	735	3,280	94.2
10	2,576	790	3,366	102.6
11(4~9)	1,280	417	1,696	98.0

「WHOたばこ対策枠組条約」について

【未 定 稿】

○ WHO総会決議（1999年5月24日）の内容

- ・ 枠組条約及び議定書の起草及び交渉を行うための「政府間交渉組織」を設立する。
- ・ 枠組条約の骨子案を作成するための「作業部会」を設立する。
- ・ 作業部会は、条約骨子案の作成作業を開始し、2000年1月にその進捗状況を執行理事会へ報告する。
- ・ 作業部会は、2000年5月の総会に報告書を提出する。
- ・ その後、政府間交渉組織において、条約及び議定書の作成交渉を開始し、2003年の総会で採択することを目標とする。

（注1）作業部会は、1999年10月下旬に第1回会合を、2000年3月下旬に第2回会合を開催。

（注2）第2回作業部会会合において、WHO事務局作成の枠組条約骨子案の中で国際的に規制すべき検討事項として各国に提示された主なものは次のとおり。

- ・ たばこ税（価格に占めるたばこ税の最低負担率の国際的な調和）
- ・ 青少年へのたばこ販売に関する規制
- ・ たばこ製品の含有物に関する規制
- ・ たばこ製品の情報開示に関する規制
- ・ たばこ製品の免税販売等の禁止
- ・ たばこ生産への補助金及び政府援助の段階的廃止等
- ・ 広告、販売促進及びスポンサーシップに関する規制
- ・ たばこ依存症の治療に関する効果的なプログラムの策定
- ・ 密輸撲滅のための方策
- ・ 包装及び表示に関する規制 等

【脚注】今後の議論の過程において、どのような形で各国合意されるかは未定である。

V 特定財源等関係

特定財源等の概要（国税）

税 目	課 税 物 件	税 率	税 収 の 使 途	税 収 (12年度予算額)	国 分	地方分 (譲与分)
揮 発 油 税	揮 発 油	1キロリットルにつき 48,600円 (特例税率: 5. 12. 1~15. 3. 31)	道路整備緊急措置法に基づき10年度から5年間は全額国の道路特定財源とされている。また、同法等に基づき同期間中、1/4 は地方への交付金の財源に充てるため直接道路整備特別会計に組み入れることとされている。	億円 27,714	億円 27,714	億円 —
地方道路税	揮 発 油	1キロリットルにつき 5,200円 (特例税率: 5. 12. 1~15. 3. 31)	都道府県及び市町村の道路特定財源として全額譲与されている。	2,965	—	2,965
石油ガス税	自動車用 石油ガス	1キログラムにつき 17円50銭	1/2 は道路整備緊急措置法に基づき10年度から5年間国の道路特定財源とされ、1/2 は都道府県及び指定市の道路特定財源として譲与されている。	300	150	150
自動車重量税	乗 用 車 ト ラ ッ ク バ ス 等	(例) ○乗用車 自重 0.5トンごとに 6,300円 (年) 2,800円 (年) ○トラック 2.5トン超総重量1トンごとに 6,300円 (年) 2,800円 (年) 2.5トン以下総重量1トンごとに 4,400円 (年) 2,800円 (年) ○バ ス 総重量1トンごとに 6,300円 (年) 2,800円 (年) ○軽自動車 (検査対象) 1両につき 4,400円 (年) 2,800円 (年) (特例税率: 51. 5. 1~15. 4. 30)	3/4 は国の一般財源であるが、1/4 は市町村の道路特定財源として譲与されている。 (国分のうち8割相当額は道路整備に充てることとされている。)	11,093	8,320	2,773
航空機燃料税	航空機燃料	1キロリットルにつき 26,000円	11/13 は空港整備特別会計法に基づき国の空港整備費に充てられ、2/13は空港関係市町村及び空港関係都道府県の空港対策費として譲与されている。	1,028	870	158
石 油 税	原油、輸入石油製品、ガス 状炭化水素	原油、輸入石油製品 1キロリットルにつき 2,040円 輸入LPG 1トンにつき 670円 国産天然ガス、輸入LNG 1 " 720円	石炭並びに石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法に基づき石油及びエネルギー需給構造高度化対策に充てられている。	4,820	4,820	—
電源開発促進税	一般電気事業者の販売電気	千キロワット時につき 445円	電源開発促進税法及び電源開発促進対策特別会計法に基づき全額電源立地対策及び電源多様化対策に充てられている。	3,699	3,699	—
計				51,619	45,573	6,046

目的税・特定財源の基本的考え方

長期税制のあり方についての答申及びその審議の内容と経過の説明（抄）

（昭和46年8月）

第6 目的税，受益者負担等

2 検討と結論（抄）

受益者等の範囲が特定の集団に明確に限定され、かつ、受益等の程度がその集団に属する個々の者ごとにかなり明確に評価しうるような場合には原則として負担金という形でそれぞれの受益等の程度に対応する負担を求めるのが適当であろう。

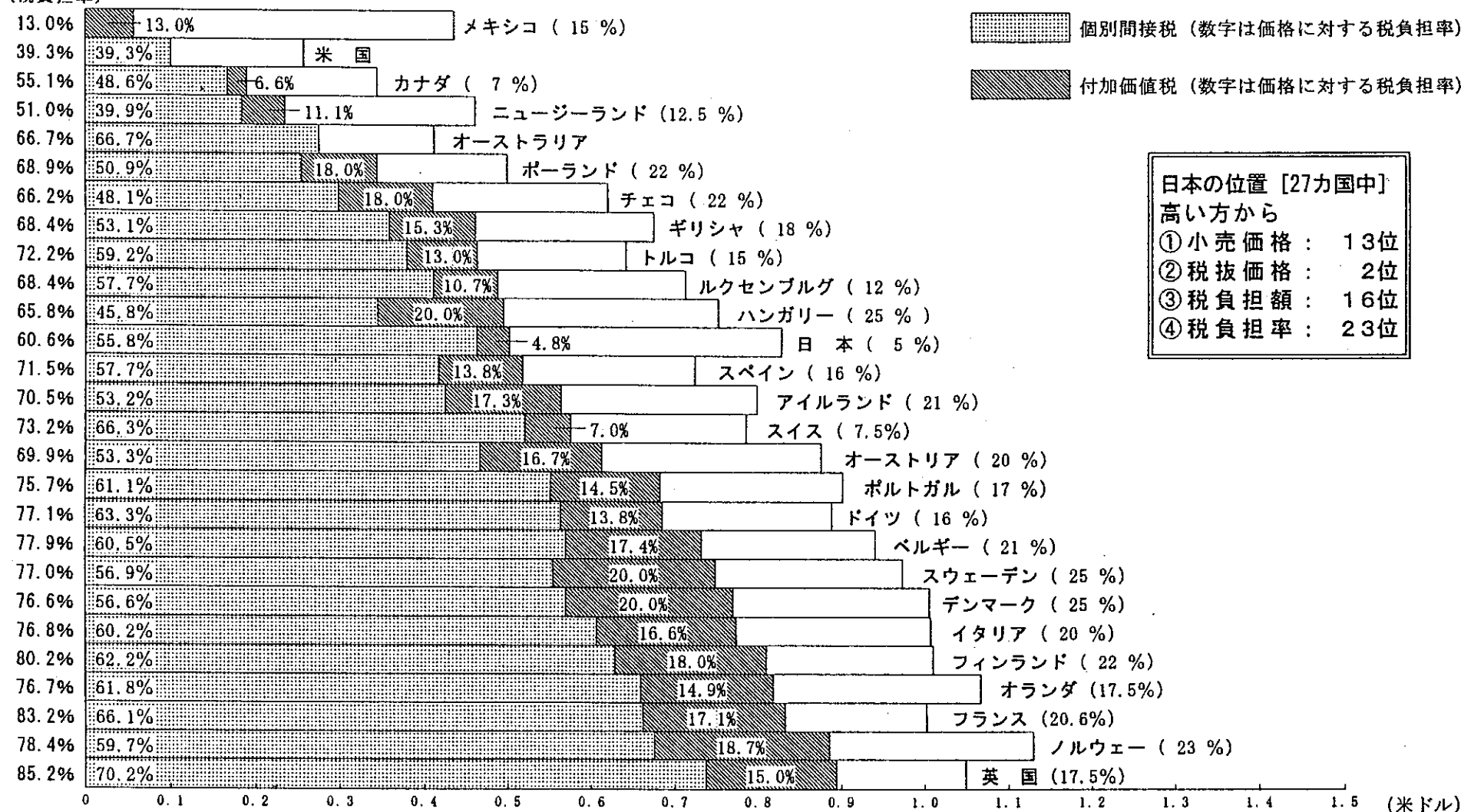
次に、受益者ないし原因者の範囲がかなり広範囲にわたり、しかも受益等の程度が厳格に評価し難い場合がある。特定の公共サービスが特定の集団の受益等に関連しているということに着目すれば、このような場合にも何らかの形で負担を求めるのが適当とされる場合がある。受益者負担ないし原因者負担的な租税は、このような考え方に基づき、受益等の程度を財産、消費等の外形的標準により近似的に評価して、これによつて個々の者に負担を配分しようという場合に、いわゆる応能負担の原則の例外として、認められる場合があると思われる。

しかしながら、これは、受益者ないし原因者の範囲が明確であること、及び受益等の程度と税負担との間に直接的でなくともかなり密接な対応関係が社会的に認識しうるものが前提となるべきであろう。

OECD諸国のガソリン1ℓ当たりの価格と税（1999年第1四半期）

税負担額順

(税負担率)



日本の位置 [27カ国中]

高い方から

①小売価格：13位

②税抜価格：2位

③税負担額：16位

④税負担率：23位

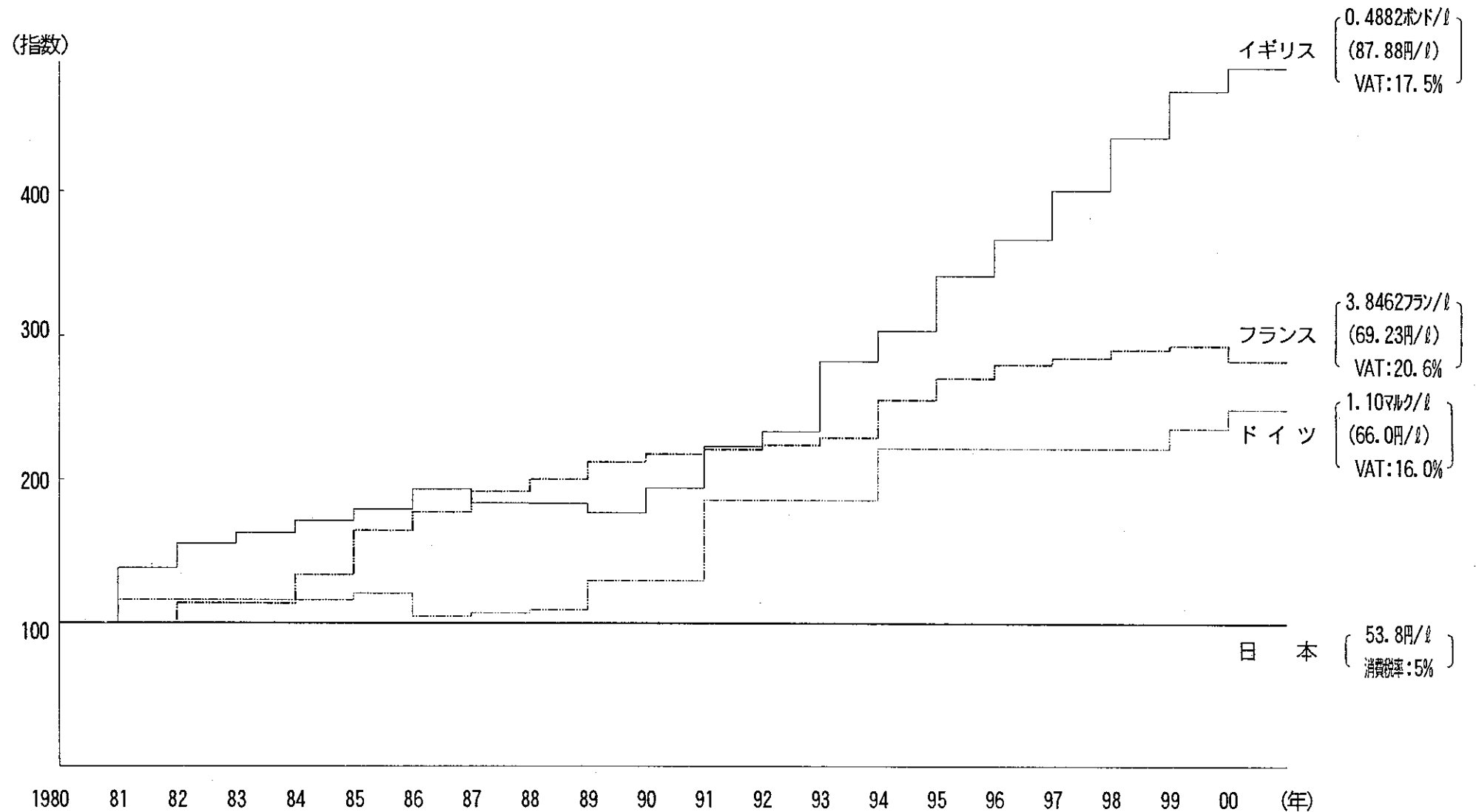
出典：IEA「エネルギー価格と税（1999年第1四半期）」。上記の内、ニュージーランドは、1998年第4四半期のデータである。

(注) 1. 我が国の消費税は付加価値税に、米国の小売売上税、オーストラリアの卸売売上税は個別間接税に区分している。

なお、()書きは、各国のガソリンに対する付加価値税率である。

2. 我が国の個別間接税は、揮発油税及び地方道路税。なお、石油税を加えた場合の税負担率は62.7%となる。

欧州諸国におけるガソリンに係る個別間接税の税率の推移（指数：1980年＝100）

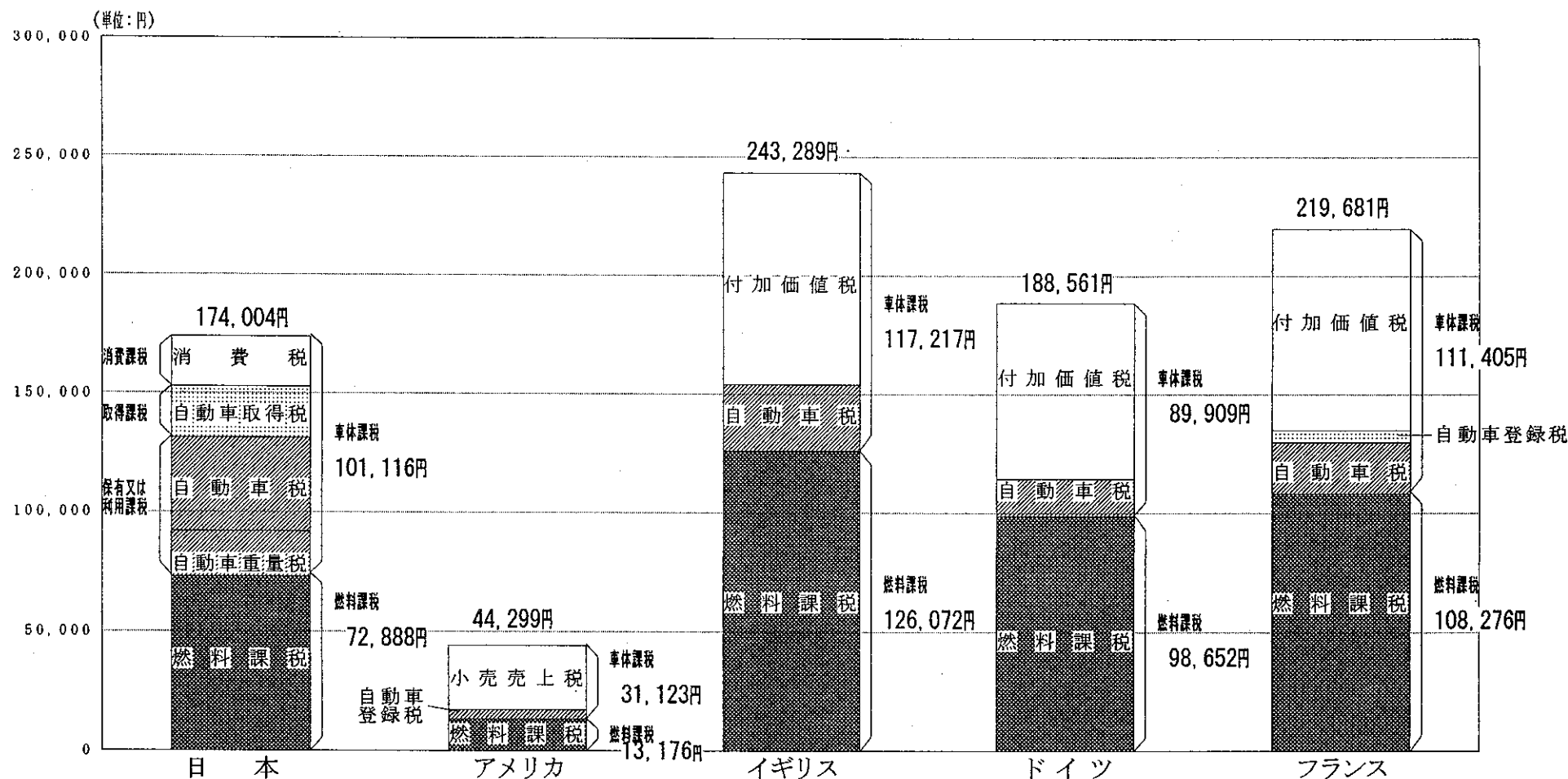


（注）1. 税率は各年末値による。ただし、2000年については3月末現在の税率。

2. 英では87年、独では86年以前は有鉛・無鉛の税率、以後有鉛・無鉛の税率が区分して設定されたため、ここでは無鉛ガソリンの税率をとっている。
また、仏はレギュラーガソリンの税率をとっているが、2000年に無鉛スーパーガソリンの税率に統合された。

3. 換算レート：イギリス1ポンド＝180円、ドイツ1マルク＝60円、フランス1フラン＝18円。

自動車関係諸税の年間税負担額の国際比較（試算） （2000ccクラスの自家用乗用車の例）



（前提）車両重量1.5トン、耐用年数6年、年間ガソリン消費量1,200ℓ、平成12年1月現在の税率

車体価格：日本 2,691,150円、アメリカ 19,063ドル、イギリス 19,990ポンド、ドイツ 51,504マルク、フランス 165,222フラン

燃料価格：日本 102.9円/ℓ、アメリカ 39.3セント/ℓ、イギリス 74.9ペンス/ℓ、ドイツ 1.959マルク/ℓ、フランス 6.83フラン/ℓ

為替レート：アメリカ 1ドル=112円、イギリス 1ポンド=180円、ドイツ 1マルク=60円、フランス 1フラン=18円

アメリカの小売売上税及び自動車登録税は、ニューヨーク州及びニューヨーク市の税率によった。

フランスの自動車登録税及び自動車税は、パリ地方の税率によった。

三 環境関連税制関係

近年の主要欧州諸国における税制面からの地球温暖化対策の取組み (未定稿)

	イギリス	ドイツ	フランス	イタリア
取組み	(燃料税のエスカレーター) ○ 1993 年以降、CO₂ を削減するため、インフレ率+α%の率で燃料税を増額する、いわゆる燃料価格エスカレーターが採用されていた。 (’93~’94 は+3%、’94~’96 は+5%、’97~’99 は+6%。しかし、2000 年度改正でエスカレーターは停止され、税率引上げは個別に判断されることとなった。) (気候変動税) ○ 2001 年から、産業用の化石燃料消費及び電力消費を課税対象とする気候変動税の導入が予定されており、現在、法案が国会審議中。	○ 1998 年 9 月の総選挙で、社会民主党と同盟 90・緑の党(「緑の党」)の連立政権が発足し、環境対策がより積極的に進められることとなった。 ○ 1999 年 3 月に「環境関連税制の開始に関する法律」が成立し、電気税が新設されるとともに、既存の鉱油税の引上げが行われた。 ○ 併せて、新設の電気税及び既存の鉱油税について、2000 年以降 4 年間にわたり、税率が段階的に引上げられることが法定されている。	○ 原子力発電への依存度が高く、CO₂ 排出量は比較的低いレベルにあることから、必ずしも CO₂ 削減に積極的でないとされていたが、既存の汚染活動一般税(家庭ゴミ、産業廃棄物、大気汚染物質、航空機騒音等に課税)を拡張する形で 2001 年から化石燃料消費に対して炭素含有量に応じた課税を導入することについて検討されている。 ○ 燃料に対する従来の石油産品内国消費税の取扱いについては、未定。	○ 1999 年、石炭、コークス等を既存の物品税の課税対象に加えるとともに、鉱物油に係る物品税率について、2005 年 1 月まで段階的に引上げる旨(暖房用メタンについてのみ引下げ)が定められた。
課税標準、減免措置等	(気候変動税) ○ 基本的に、各燃料ごとの炭素含有量の平均値を用いつつ、エネルギー量を課税標準としている。 ○ 従来の燃料税の課税対象及び家庭用・発電用・輸送用の燃料・エネルギーは非課税。エネルギー大量消費型産業については政府と省エネルギー目標に関する協定を結んだ場合の 80%軽減措置等の減免措置が設けられている。	○ 99 年のパッケージにおいては、国内の産炭地への配慮から、CO₂ 排出量の多い石炭が適用対象外となっている。 ○ 鉱油税の税率は必ずしも炭素含有量に対応したものではない。 ○ 電気税・鉱油税ともに、製造業者等に対しては、一定量以上の消費の場合の税率軽減等の減免措置が設けられている。	○ 税率は、基本的に炭素含有量に比例。 ○ エネルギー多消費型産業等については、減免措置を検討中。	○ 税率は、炭素含有量等を考慮して定められている。 ○ 発電用の鉱物油等については、減免措置が設けられている。

EU諸国等におけるCO₂税の概要（未定稿）

	オランダ	デンマーク	スウェーデン	ノルウェー	フィンランド
施行日	1990年2月1日	1992年5月15日	1991年1月1日	1991年1月1日	1990年1月1日
課税物件 及び税率	種別 税率 (ギルダ) ガソリン(m ³) 26.07 灯油(m ³) 28.56 軽油(m ³) 28.76 重油(t) 33.57 石炭(t) 24.28 LPG(t) 34.34 天然ガス(1,000 m ³) 0-10 mln. m ³ 22.40 10- mln. m ³ 14.60	種別 税率 (クローネ) 軽油(m ³) 270 灯油(m ³) 270 重油(t) 320 石炭(t) 242 LPG(t) 160	種別 税率 (クローネ) ガソリン(m ³) 860 灯油、軽油、重油(m ³) 1,058 石炭、コークス(t) 920 LPG(t) 1,112 天然ガス(1,000 m ³) 792	種別 税率 (クローネ) ガソリン(m ³) 920 灯油、軽油、重油(m ³) 470 石油採掘の際に 放出される 天然ガス(1,000 m ³) 700 石油採掘の際に 燃焼される石油(m ³) 700 石炭、コークス(t) 460	種別 税率 (マルカ) 無鉛ガソリン(m ³) 239 有鉛ガソリン(m ³) 239 軽油(m ³) 270 重油(t) 321 石炭(t) 246 天然ガス(1,000 m ³) 103
課税段階 (消費/生産・輸入等)	製造又は輸入時に、精製後に課税	生産時	生産又は輸入時	生産者、輸入者が小売業者へ販売する時	製品が輸入された時又は製造地から運び出された時
課税主体	国	国	国	国	国
税収の用途	一般財源	一般財源	一般財源	一般財源	一般財源

(注1) 2000年1月現在。

(注2) 従来の石油関連諸税に加えて、各燃料の炭素含有量、CO₂排出量等に着目して税負担が定められる税を、「CO₂税」として上記に掲げている。イギリス、ドイツ及びフランスには「CO₂税」に相当するものはない。

(注3) 1ギルダ=53円、1デンマーク・クローネ=16円、1スウェーデン・クローネ=13円、1ノルウェー・クローネ=14円、1フィンランド・マルカ=20円（基準外国為替相場及び裁定外国為替相場：平成11年6月から平成11年11月までの実勢為替相場の平均値）。

[各国資料に基づき作成]

わが国の税制と環境との関わり

環境との関わり	具 体 例
○環境への負荷により生ずる社会的費用について、環境負荷の原因者に対し、適正かつ公平な経済的負担を求めるもの	○なし (参考) ・ 政府税制調査会においては「汚染者負担の原則を基本とし、今後の税制のあり方の中で、国内外における議論の進展を注視しつつ、国・地方の環境施策全体を視野に入れた幅広い観点から検討を行っていきたい」(12年度税制改正答申)旨の方針が示されている。 ・ 北欧諸国、オランダでは炭素税が導入されている。
○課税目的は異なるが、結果として環境負荷の軽減(CO2 排出抑制等)と整合的なもの	○石油税・揮発油税等(石油等に対する従量税) ○自動車重量税・自動車税等(車両重量・排気量等によって税率を設定)
○個々の政策目的に照らし特例的に税負担の軽減を行うもののうち環境に関連するもの	○法人税の特例措置(主なもの) ・ エネルギー需給構造改革推進設備等の特別償却又は税額控除 ・ 公害防止用設備の特別償却 ・ 再商品化設備等の特別償却 ○低燃費車、低公害車等に係る自動車取得税(地方税)の軽減措置等

平成12年度の税制改正に関する答申（抄）
（税制調査会、平成11年12月）

三 その他

1 環境問題への対応

地球温暖化問題をはじめ、環境問題への関心が年々高まってきており、これに対する総合的な取組みの一環として、税制面からの対応についても検討を行うことが求められています。

個人の消費活動や企業の生産活動は、二酸化炭素等の排出など様々な面で環境に対して好ましくない影響を及ぼしていますが、そのために生ずる社会的費用は汚染者が負担するという原則が国際的にも広く確立しています。これは、環境への負荷により生ずる社会的費用を、製品やサービスの価格等に反映させることなどにより、環境負荷の原因者に対して負担を求めるという考え方です。税制面での対応を検討する場合にも、この原則を基本とすべきと考えます。

当調査会としては、今後の税制のあり方の検討の中で、環境関連税制についても、国内外における議論の進展を注視しつつ、国・地方の環境施策全体を視野に入れた幅広い観点から検討を行っていきたいと考えます。

汚染者負担の原則（PPP）について

- OECD（経済協力開発機構）環境指針原則勧告
（環境政策の国際経済面に関する指針原則の理事会勧告）（抄）
（OECD 閣僚会議、採択：1972 年 5 月 24 日～26 日）

- 4. 稀少な環境資源の合理的利用を促進し、且つ国際貿易及び投資における、歪みを回避するための汚染の防止と規制措置に伴う費用の配分について用いられるべき原則が、いわゆる「汚染者負担の原則」である。

この原則は、汚染者が受容可能な状態に環境を保つために公的当局により決められた上記の措置を実施するに伴う費用を負担すべきであるということを意味する。換言すれば、それらの措置の費用は、その生産と消費の過程において汚染を引き起こす財及びサービスのコストに反映されるべきである。これらの措置を講じるに際して、貿易と投資に著しい歪みを引き起こすような補助金（subsidies）を併用してはならない。

- 公害に関する費用負担の今後のあり方について（答申）（抄）
（中央公害対策審議会費用負担部会、昭和 51 年 3 月 10 日）

Ⅱ 公害に関する費用負担の基本的考え方

今後における公害に関する費用負担のあり方については、環境資源の有効利用、公平の確保、社会的正義の実現等の見地から、汚染者負担を基本としつつ、その具体化に当たっては、次の諸点を考慮すべきである。

PPPを反映した環境法制の例

1. 環境基本法第37条

公害等の支障を防止するために公的事業主体が実施する事業に関する原因者負担を規定。(2以下の原因者負担制度を総括したプログラム規定という位置付け)

(原因者負担)

第37条 国及び地方公共団体は、公害又は自然環境の保全上の支障（以下この条において「公害等に係る支障」という。）を防止するために国若しくは地方公共団体又はこれらに準ずる者（以下この条において「公的事業主体」という。）により実施されることが公害等に係る支障の迅速な防止の必要性、事業の規模その他の事情を勘案して必要かつ適切であると認められる事業が公的事業主体により実施される場合において、その事業の必要を生じさせた者の活動により生ずる公害等に係る支障の程度及びその活動がその公害等に係る支障の原因となると認められる程度を勘案してその事業の必要を生じさせた者にその事業の実施に要する費用を負担させることが適当であると認められるものについて、その事業の必要を生じさせた者にその事業の必要を生じさせた限度においてその事業の実施に要する費用の全部又は一部を適正かつ公平に負担させるために必要な措置を講ずるものとする。

2. 自然公園法第29条

公園事業に関する原因者負担の規定。

3. 公害防止事業費事業者負担法第2条の2

公害防止事業に関する事業者負担の規定。

4. 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第41条

海上保安庁長官の措置に要した費用の負担規定。

5. 自然環境保全法第37条

保全事業に関する原因者負担の規定。

6. 公害健康被害の補償等に関する法律第52条

汚染負荷量賦課金の徴収及び納付義務の規定。

7. 下水道法第18条の2

特定賦課金に関する汚濁原因者負担の規定。

(注) 環境庁編「環境基本法の解説」より作成